

御利用料金 (令和6年4月1日～)

※ここで示す全ての料金は法改正等により変更されることがあります。

(1)基本料金及び加算料金

(単位:円)

金 額				内 容 説 明
	1割負担	2割負担	3割負担	
ユニット型介護福祉施設サービス費				
要介護1	719	1,437	2,155	1日あたりの負担額
要介護2	794	1,587	2,380	
要介護3	874	1,748	2,621	
要介護4	950	1,900	2,850	
要介護5	1,024	2,048	3,072	
その他加算				
初期加算(日)	33	65	97	入所日から起算して30日以内の期間。また、30日以上入院し、再び入所となった場合も同様に加算
外泊時費用(日)	264	528	792	入所者が病院への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合ひと月に6日を限度として算定
協力医療機関連携加算Ⅰ(月)	108	215	322	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合。
協力医療機関連携加算Ⅱ(月)	6	11	16	上記以外の場合
栄養マネジメント強化加算(日)	12	24	36	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置
夜勤職員配置加算Ⅱ(日)	20	39	58	夜勤を行う介護・看護職員が最低基準を1名以上上回っている場合
夜勤職員配置加算Ⅳ口(日)	23	45	68	別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合
日常生活継続支援加算	50	99	148	テクノロジーを活用した複数の機器を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。(現行6:1を7:1とする。)
サービス提供体制強化加算Ⅰ(日)	24	47	71	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上配置されている場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ(日)	20	39	58	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上配置されている場合
自立支援促進加算	301	601	901	医師が入所者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加。医学的評価の結果、多職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し支援計画に従ったケアを実施。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	43	86	129	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している
科学的介護推進体制加算Ⅱ	54	108	161	加えて疾病の状況の情報を厚生労働省に提出している
安全対策体制加算	22	43	65	入所時に1回算定
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(月)	11	22	33	新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保。一般的な感染症の発生時等の対応の取り決め。感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ(月)	6	11	16	医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加。
生産性向上推進体制加算Ⅰ(月)	108	215	322	Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認されている
生産性向上推進体制加算Ⅱ(月)	11	22	33	委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続に行っている
療養食加算(日)	20	39	58	特定の病気により医師の食事箋に示された食事提供を実施した場合

介護職員等ベースアップ等支援加算(月) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(月) 介護職員処遇改善加算Ⅰ(月)	請求総単位数に1.6%を乗じた単位数 請求総単位数に2.7%を乗じた単位数 請求総単位数に8.3%を乗じた単位数			～R6.5.31まで適応。 介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、国が求める要件をすべて満たしている場合 介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(月)	請求総単位数に14.0%を乗じた単位数			R6.6.1～適応。新加算(Ⅱ)の条件に加え 介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている
看護体制加算Ⅰ(日)	5	9	13	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ(日)	9	17	26	看護職員を常勤換算法で25又はその端数を増すごとに1名以上配置。また、最低基準を1名以上上回って看護職員を配置し、ワコール体制が整っている場合
口腔衛生管理加算Ⅰ(月)	97	193	290	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを年2回以上行い、当該入所者にかかる口腔ケアについて、介護職員に対し具体的な技術的助言および指導を行った場合
口腔衛生管理加算Ⅱ(月)	118	236	354	口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
配置医師緊急時対応加算	697	1,394	2,091	早朝・夜間の場合
	1,394	2,788	4,181	深夜の場合
看取り介護加算Ⅱ(日) ※施設内で看取り	78	155	232	死亡日以前31日以上45日以下
	155	309	463	死亡日以前4日以上30日以下
	837	1,673	2,509	死亡日の前日及び前々日
	1,694	3,388	5,082	死亡日
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4	7	10	継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14	28	42	現行の褥瘡管理の取組(プロセス)への評価に加え、褥瘡の発生予防や状態改善等(アウトカム)について評価を行う
排せつ支援加算Ⅰ	11	22	33	排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合
個別機能訓練加算Ⅰ(日)	13	26	39	理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき機能訓練を行った場合
個別機能訓練加算Ⅱ(月)	22	43	65	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用
個別機能訓練加算Ⅲ(月)	22	43	65	理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有している
生活機能向上連携加算Ⅰ	108	215	322	外部との連携により入所者に対して機能訓練を行った場合
ADL維持等加算Ⅰ	33	65	97	利用者全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出
ADL維持等加算Ⅱ	65	129	193	評価対象利用者のADL利得を平均して得た値(加算Ⅰ)のハと同様に算出した値)が3以上
精神科医師定期的療養指導(日)	6	11	16	精神科医師により定期的な療養指導が月2回以上行われる場合

※加算算定に関しては、該当した場合のみ算定致します。

(2) 介護保険対象外

食費および居住費自己負担となります。

食費と居住費は所得に応じて、補助(負担限度額)があります。

(3) 負担限度額認定

負担限度額とは、入居施設利用時に、所得に応じて食費および居住費の負担の上限を定めるものです。市町村より限度額の認定がなされた場合、(4)の表に示す第1～3段階の金額が認定されます。

(4)ユニット型個室における1日の負担限度額

段階	居住費	食事代	合計	備考
第1段階	880円	300円	1,180円	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者 ・預貯金等が一定額以下の方
第2段階	880円	390円	1,270円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・年金収入金額(非課税年金含む)+合計所得金額が80万円以下 ・預貯金等が一定額以下の方
第3段階①	1,370円	650円	2,020円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・年金収入金額(非課税年金含む)+合計所得金額が80万円超~120万円以下 ・預貯金等が一定額以下の方
第3段階②	1,370円	1,360円	2,730円	・世帯全員が市町村民税非課税 ・年金収入金額(非課税年金含む)+合計所得金額が120万円超 ・預貯金等が一定額以下の方
第4段階(通常料金)	2,360円	1,700円	4,060円	・上記以外の方

★高額介護サービス費の自己負担限度額について

介護保険の利用者自己負担額が高額になった場合、市町村に申請する事により後日還付される制度です。

★社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度について

社会福祉法人が運営している介護保険サービス(特養・ショート・デイ)を利用した場合。該当する方。

(1)~(4)を踏まえた1ヶ月の利用料金の目安(30日として算出)

【1割負担】

(単位:円)

利用者負担(1割)額(30日)	29,188	31,754	34,504	37,107	39,637
居住費+食費(30日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
35,400円 1段階	64,588	67,154	69,904	72,507	75,037
38,100円 2段階	67,288	69,854	72,604	75,207	77,737
60,600円 3段階①	89,788	92,354	95,104	97,707	100,237
81,900円 3段階②	111,088	113,654	116,404	119,007	121,537
121,800円 4段階	150,988	153,554	156,304	158,907	161,437

【2割負担】

(単位:円)

利用者負担(2割)額(30日)	58,375	63,508	69,007	74,213	79,273
居住費+食費(30日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
121,800円 4段階	180,175	185,308	190,807	196,013	201,073

2段階、3段階①、3段階②の方は別途ご案内

【3割負担】

(単位:円)

利用者負担(3割)額(30日)	87,562	95,262	103,510	111,319	118,909
居住費+食費(30日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
121,800円 4段階	209,362	217,062	225,310	233,119	240,709

2段階、3段階①、3段階②の方は別途ご案内

※上記の金額は、当施設で算定する加算を含んだ30日間の利用料金です。(利用者1割負担額または2割負担額+居住費・食費)算定する加算に変更があった場合は、金額が変わる事があります。

また利用料金は、おおむねの金額となっており、実際の金額と多少異なる場合があります。

【その他の費用】

※ 上記の他に金銭管理料(2,000円/1ヶ月)など別途費用がかかります。またユニット内活動、ユニット外活動、季節のイベント等に参加を希望される場合、および理美容を希望される場合、その他に医療費、薬代が発生した場合は、実費相当の別途費用がかかります。入院期間の居住を確保するための費用として、入院翌日から7日目以降の居住費(1日あたり:1,500円)を負担頂きます。